

【写真付きの身元確認書類（１つの提示で可）】

規則第１条第２号に規定する書類のうち、「共通書類」として認めるもの

1	住民基本台帳カード（顔写真あり）
2	船員手帳
3	海技免状
4	小型船舶操縦免許証
5	猟銃・空気銃所持許可証
6	宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）
7	電気工事士免状
8	無線従事者免許証
9	認定電気工事従事者認定証
10	特種電気工事資格者認定証
11	耐空検査員の証
12	航空従事者技能証明書
13	運航管理者技能検定合格証明書
14	動力車操縦者運転免許証
15	教習資格認定証
16	検定合格証（警備員に関する検定の合格証）
17	戦傷病者手帳
18	上記の外、官公署が発行した身分証明書又は資格証明書（顔写真あり）

【写真付きでない身元確認書類（２つ以上の提示が必要）】

規則第２条第３項第２号に規定する書類のうち、「共通書類」として認めるもの

1	住民基本台帳カード（顔写真なし）
2	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
3	印鑑登録証明書
4	戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）
5	住民票の写し、住民票記載事項証明書
6	母子健康手帳
7	特別徴収税額通知書
8	市税の納税通知書
9	源泉徴収票
10	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
11	共済年金又は恩給の証書
12	国民年金手帳
13	基礎年金番号通知書
14	雇用保険受給資格者証
15	生活保護受給者証
16	精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし）
17	上記の外、官公署が発行した身分証明書又は資格証明書（顔写真なし）
18	学生証
19	法人が発行した身分証明書
20	市が個人識別事項（氏名及び生年月日又は住所）を印字した上で本人に交付又は送付した書類
21	既に発行されている健康保険の被保険者証等

- ・ 上記書類は、個人識別事項（氏名及び生年月日又は住所）が記載されているものに限る。
- ・ 身分証明書又は資格証明書は、提示時において有効なものに限る。
- ・ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書は、提示時において領収日付又は発行年月日が６か月以内のものに限る。
- ・ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳は、提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から６か月以内のものに限る。
- ・ 既に発行されている健康保険の被保険者証等は、提示時において有効なもので、令和６年１２月２日から１年間（令和７年１２月１日まで）に限る。